

令和4年度 第12回

青梅市教育委員会臨時会会議録

日 時 令和5年2月22日（水）午後1時30分
場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

第12回青梅市教育委員会（臨時会）議事日程

会 期 令和5年2月22日（水）1日間
場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室
日 程

- 1 教育長開会および開議宣言
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 教育長報告事項
- 4 協議事項
- 5 議案審議（追加）
 - 議案第16号 令和5年度青梅市教育委員会の基本方針について
 - 議案第17号 青梅市スポーツ推進委員に関する規則について
 - 議案第18号 青梅市総合体育館条例施行規則について
 - 議案第19号 青梅市体育施設条例施行規則について
 - 議案第20号 組織改正等に伴う関係教育委員会規則の一部を改正する規則について
 - 議案第21号 組織改正等に伴う関係教育委員会規程の一部改正について
- 6 教育長閉議および閉会宣言

教育長報告事項（再掲）

- 1 令和4年度教育費補正予算について（教育部）
- 2 令和5年度教育費当初予算について（教育部）
- 3 令和5年度小規模特別認定校制度による入学・転学状況について（学務課）
- 4 諸報告
 - 事業等の実施結果について
 - 生涯学習事業実施結果について（社会教育課・文化課）

協議事項

- 1 令和5年度青梅市教育委員会の教育目標および基本方針（案）について（教育総務課）
- 2 組織改正等に伴う関係教育委員会規則等の整備について（教育総務課）
- 3 補助金交付事業等の実施期間の延長に伴う関係要綱の一部改正について（教育総務課）
- 4 青梅市特別支援教育実施計画第六次計画（案）について（学務課）
- 5 青梅市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱の制定について（社会教育課）

出席委員	教 育 長	橋 本 雅 幸
	教育委員会委員	稻 葉 恭 子
	教育委員会委員	百 合 陽 子
	教育委員会委員	杉 本 洋
	教育委員会委員	徳 長 邦 彦

出席説明員	教 育 部 長	布 田 信 好
	教育総務課長	芥 川 純一郎
	学 務 課 長	山 田 浩 之
	指 導 室 長	拝 原 茂 行
	教育指導担当主幹	鈴 木 章 郎
	学校給食センター所長	中 村 浩 二
	社 会 教 育 課 長	遠 藤 康 弘
	文 化 課 長	北 村 和 寛
	美 術 担 当 主 幹	田 島 奈都子

書 記	教育総務課庶務係長	須 崎 満
	教育総務課庶務係	渡 邊 雅 哉

午後1時30分開会

日程第1 教育長開会および開議宣言

【教育長（橋本）】 本日の臨時会には、教育長および委員4名が出席しておりますので、本会議は成立いたしました。

これより、令和4年度第12回青梅市教育委員会臨時会を開会いたします。
本日の会議を開きます。

日程第2 会議録署名委員の指名

【教育長（橋本）】 初めに、日程第2、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員には、杉本委員を指名いたします。

【委員（杉本）】 はい、承知しました。

【教育長（橋本）】 次に、令和5年1月11日開催の令和4年度第10回定例会の会議録につきましては、前回の定例会でご配付し、それぞれご確認いただいております。よろしければこの場でご承認をいただきたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認めます。令和4年度第10回定例会会議録につきましてはご承認をいただきました。

日程第3 教育長報告事項

【教育長（橋本）】 それでは、日程第3、教育長報告事項に移ります。

初めに、委員の皆様からご報告を頂戴したいと存じます。

【委員（稲葉）】 2月19日に東京都小学校管楽器演奏会が武蔵野市市民文化会館というところで行われ、第三小学校が出演されまして拝聴してまいりました。さすが賞をとるだけあって、他の小学校の群を抜いてとてもよかったです。そのときに、これを市民の皆様にご覧いただきたいなと思ひまして、ぜひ演奏できるホールを青梅市に設立できたらなという思いを強くいたしました。それは私たちがこれから推進していくことだろうなと思っております。

それから、今朝ですが、ZOOMで、NPO法人放課後アフタースクールが主催している、子どもの放課後を考える勉強会に出てまいりました。そのときに、少子化もあり、いじめ・虐待もあり、出生率は最低、それからいじめ・暴力は最高になっている。昔の暴力というのは、中学校が荒れている場合には中学校が多かったのですが、今、いじめも暴力も小学校にデータのたくさん発生しているということで、学校教育のところでもこういうのは必要だし、放課後での子どもの自由な居場所というのもとっても大事だろうなということで、全国から200名以上集まりました。学童保育、アフタースクール、放課後教室の支援員さん、プラス2～3の市町村から教育委員会の皆様

が出席して、それぞれ話をし、事例報告をし、討議をしてきました。やはり出生率が下がった分、子どもに手厚い社会、いい環境をというところで、勉強だけではなくて放課後の遊びのところも大事にし、それから居場所づくりも大事にということで、社会教育と教育委員会の役割がとっても大きいかなと思いました。

以上です。

【委員（百合）】 先日、西中学校の学校だよりを読ませていただいて、1月にオープンした「TOKYO GLOBAL GATEWAY」へ2年生が校外学習に行ったということが書いてありました。私が見せていただいた研修視察に行ったときは、まだオープンしていなかったので、施設の中を見ただけで、どのような状態でやっているのかというのがわからなかったのですけれども、そこに生徒の感想が書いてありました。「英語を学ぶことの大切さを改めて感じました」、「英語が相手に伝わり自信ができました」などの感想を聞くと、ふだん授業で学習したことが身につけている、自信にもそういうことがつながると思いますし、英語の勉強頑張ろうというふうに気持ちがつながっていくのではないかなと思いました。チャンスがあれば、市内のほかの小学校や中学校の児童・生徒にもぜひ行ってもらいたいなと思いました。

2月19日は青梅マラソンのジュニアのスターターと表彰式に出席させていただきました。久しぶりにあの雰囲気の中に立つと、自分が走るわけではないのにとっても緊張して、失敗しないかどきどきしていました。児童や生徒が、沿道に立っているたくさんの保護者や観客に見守られて、強張った顔でスタートしていく姿を見ると、こういう緊張って必要なものかなと感じました。また来年もみんなで頑張って走ってほしいなと思いました。

以上です。

【委員（杉本）】 私も百合委員からお話しいただいたように、18・19日とマラソン大会に出席させていただきました。成人式に続きこのマラソン大会も僕の人生で初めての体験だったので、高橋尚子さんの開会式の話とか、マラソンにあまり興味がなく1時間のトークショーに耐えられるかなと思っていたのですが、実際にお話をうかがったら、マラソンを極めていく人たちはこういうふうなということで、逆にスポーツに対する見方も変わったりという貴重な経験をさせていただいて、とても感謝しています。

ただ、残念なのは、控え室にいたときに、テレビを見たのですが、どこでも放送していない。多摩ケーブルネットワークも取材にきて、カメラで映像を撮ったりしているのですが、オンタイムでは全然放映されていないような状態。ケーブルテレビの地域の中でも放映されていないというのは残念だなと、すごく思いました。僕が青梅に越してきたときは、一回も青梅マラソンを見たことはなかったのですが、空にヘリコプターが飛んでいたりして、青梅マラソンをやっていることに気づく、というような認識はあったのですが、今度の青梅マラソンは人数も少なかったですけど、報道をもう少し何とかできないのかなと。メディアに向けてのアピールの仕方もうちょっと考えて、もっとたくさんの人に参画してもらえるといいと思います。開会式のときはそんなに人はいなかったのに、トークショーになって後ろを見たら満員で、すごいなとびっくりするぐらいのことで

した。このところ、都市部や他府県から青梅に引っ越してこられた方もたくさんいると思いますので、そういう方にどんどん参加していただく意味でも、周知に力をいれていただきたい。

それから、僕はジュニアコースのスターターをさせていただいたのですが、人数がもうちょっとあってもいいかな、ちょっと寂しいなというような感じでした。今回は人数制限もされたのだと思いますけれども。

あれだけ、1万人くらい人間がマスクをしないで走っているのに、表彰式の時だけマスクしてくださいって、あれももう少し自主的に、マスクをしたい人はするとか。別に話すわけでもなんでもないので。スポーツのこういう競技、これから駅伝も含めてたくさん出てくると思いますので、過剰な対応ではなく、例えば表彰式のとときに対面にならないようにしてマスクをつけないとか、そういう工夫もされてみたらいかかなというのが、感じた印象でした。

以上です。

【委員（徳長）】 私も1月、2月の各学校だよりを読ませていただいて、中学校はスキー教室ができてきているということでとてもよかったなと思っています。校外学習もいろいろなところへ出かけられていて、リモートでも楽しんでたという企画もあって、子どもたちも今の時代に合ったような楽しみ方をしているのだなと思って、とてもいいことだなと思っています。これからもどんどんそういう活動が増えていけば、楽しいかなと思います。

それから、青梅マラソンですが、私も前日の開会式に参加させていただきました。自分も10年くらい走っていたのですが、ここで足が悪くて走れなくなっているのですが、聞いているうちにだんだん、やっぱり走りたいたいという気持ちになりました。高橋さんも神野さんもとても話が上手で、聞いている方がわくわくするような話だったので、ぜひこれからも続けていただきたいなと思いました。高橋さんもいろいろ忙しくなりそうなので、厳しいのかなと思うのですが、ぜひそういう話を聞かせていただければと思います。

それから、本番の青梅マラソンの方も、私も小学生は大分少なくなったなというイメージがあって、この時期だからなのでしょうけれども、これからもっともっとそういう活動が増えていって、子どもたちが青梅のこういう活動の中でいろいろな思い出ができればいいなと思っています。

以上です。

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。私からも報告させていただきます。

マラソンの関係がいろいろ出まして本当にありがとうございました。速報値ですけど、10キロ・30キロは約1万2,900人のエントリーで、当日1万831人が走られたそうです。完走者は1万139人、それと小中学生（ジュニア）の方は338人のエントリーに対して290人が走って、全員完走だったと聞いております。

私もスターターをやらせていただいて、「On your marks」でしたか、いわゆる「位置について」を15秒前にいうわけですけど、その15秒の間に、きちんと撃たなきゃというのはもちろん一番ですけど、何でもしっかり「位置について」から始めなきゃダメだなということを、短時間の中で感じたところです。貴重な経験でございました。

それから、2月9日には、1年目の先生方、初任者の研修の閉校式がございました。1年間研修されて、また2年目から大きく羽ばたいていただけることと思っております。

それから、教育大綱についてはいろいろとご意見ありがとうございました。そろそろ最終版が届けられるように今製本していると聞いております。各委員さんのご意見を反映したものになっておりますので、よろしく願いいたします。

来週日曜日、26日には、東京都の青少年委員大会がございますので、そこに行ってみます。そのときに、第三小学校の金管バンドが演奏を披露してくださると聞いていますので、それも楽しみにしたいと思っております。

今議会、2月17日にすでに開会をしておりますけれども、今日が一般質問の締切りということですので。教育委員会もいくつか質問をいただいておりますので、また後日ご報告をさせていただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

1 令和4年度教育費補正予算について（教育部）

【教育長（橋本）】 それでは、教育長報告事項1、令和4年度教育費補正予算について、を説明いたします。

【教育部長（布田）】 それでは、報告事項1、令和4年度3月定例議会に提出いたします令和4年度教育費補正予算についてご説明いたします。

なお、この案件につきましては議決前でございますので、取り扱いにはご配慮いただきますようお願いいたします。

それでは、報告資料1の1ページをご覧ください。

初めに、歳入についてご説明いたします。

教育費の歳入につきましては、表の左、上段から16国庫支出金、18財産収入、23市債において補正予算を計上しております。

16国庫支出金の学校施設環境改善交付金では、後ほどの歳出でもご説明いたしますが、令和5年度に予定しておりました便所改修や空調設備改修などについて、本年度の国の補正予算により補助事業に採択され、交付金が見込まれるため、2億3,133万8,000円の増額補正をするものでございます。

次に、その下、特別支援教育就学奨励費補助金では、これも後ほどご説明いたしますが、2月・3月分の給食費について全額公費負担になったことから、これに伴い55万円の補助金の減額を見込んだものでございます。

次に、18財産収入では、芸術文化奨励基金と美術作品取得基金の利子収入が当初の予定よりも多く見込まれることから、それぞれ増額補正をするものであります。

次に、23市債では、先ほどご説明いたしました本年度の国の補正予算により、補助事業に採択された記載の5つの事業について市債を発行し、その歳入を見込むものでございます。

続きまして、2ページの歳出でございます。

初めに、上段の学校給食費であります。2,029万4,000円の増額であります。燃料価格の高騰に伴い、学校給食センターの電気とガスの使用料を増額するものでございます。

次に、その下にあります小学校総務費ですが、4億7,717万8,000円の増額でございます。令和5年度に予定しておりました外壁等の改修工事と便所改修工事などについて、本年度の国の補正予算により補助事業に採択されたため、前倒しで実施するものでございます。

次にその下、小学校学務費につきましては、678万5,000円の減額であります。2月・3月分の給食費について全額公費負担となったことから、就学困難児童に対する就学援助の中の給食扶助に不用額が発生したため、減額するものでございます。

次に、表の中央、中学校費の中学校総務費であります。10億2,587万7,000円の増額でございます。令和5年度に予定しておりました便所改修工事、空調設備工事、外壁等改修工事などについて、本年度の国の補正予算により補助事業に採択されたため、前倒しで実施いたします。

次に、中学校学務費であります。508万9,000円の減額であります。小学校同様に不用額が発生したため、減額するものでございます。

次に、社会教育費の吉川英治記念館費であります。88万6,000円の増額でございます。燃料価格の高騰に伴い、吉川英治記念館の管理運営委託料を増額するものでございます。

次に、図書館費であります。1,479万4,000円の増額であります。これにつきましても、燃料価格の高騰に伴い、図書館の管理運営委託料を増額するものでございます。

次に、文化交流センター費であります。こちらにつきましても燃料価格の高騰に伴い、文化交流センターの電気・ガスの使用料を増額するものであります。

次に、資料の3ページをご覧ください。

表の左上、10の教育費につきましては、ただいまご説明をいたしました内容が記載されております。

次にページの下段、13諸支出金につきましては、歳入のところでご説明いたしました利子の増加に伴うものでございます。

次に、その下にあります財源更正につきましては、歳出の変更はないものの、国庫支出金や都支出金、その他の特定財源が変更になった場合などに、一般財源を変更し、財源の調整を図っているものでございます。

次に、資料の4ページをご覧ください。繰越明許費の補正であります。ここに記載の事業につきましては、年度内の予算執行ができないため、翌年度に予算を繰越そうとするものであります。番号の1、2、5、6、7の5つの事業につきましては、令和5年度に予定しておりましたが、国の補正予算により補助事業に採択された事業でございます。また、3と4につきましては、卒業アルバムを作製するにあたり、コロナで行事が中止となり掲載する写真が少ないなど、3月に実施する予定の行事の写真まで使用する必要が生じたことから、年度内の予算執行が困難なため、繰越すものでございます。

以上が令和4年度教育費補正予算についての報告でございます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対しご質疑等ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

2 令和5年度教育費当初予算について（教育部）

【教育長（橋本）】 それでは次に、教育長報告事項2、令和5年度教育費当初予算について、を説明いたします。

【教育部長（布田）】 それでは、報告事項2、令和5年度教育費当初予算について説明をいたします。

なお、この件につきましても、議決前でございますことから、取り扱いにはご配慮いただきますようお願い申し上げます。

報告資料2の1ページをご覧ください。資料の構成であります。左側には歳入であります国庫支出金、都支出金等を記載しております。その右側には、課ごとに各事業名を記載し、中央から令和5年度と令和4年度の比較および増減額等を記載しております。

初めに、表中央の令和5年度教育費予算の歳入の合計であります。上段に記載のとおり、総額で7億2,395万9,000円を見込んでおります。令和4年度と比較いたしますと、4,382万4,000円の減額となっております。

減額となった大きな要因といたしましては、表の中央にあります教育総務課の防災機能強化のための公立学校施設トイレ整備支援事業補助金の5,000万円余がなくなったことによるものと考えております。これは都の補助金で、市ではトイレの洋式化改修をやっておりましたが、令和4年度をもって終期を迎えたものであります。

続きまして、歳入について主なものを国庫支出金より順にご説明いたします。

一番上段の学校施設環境改善交付金につきましては、補正予算のときにご説明いたしましたが、令和5年度に予定しておりました便所改修工事などについて、本年度の国の補正予算により補助事業に採択されたため前倒しで実施することから、令和4年度の補正予算で計上し、令和5年度の前算はゼロとなっております。

次に、都支出金であります。上から3番目、公立学校施設冷房化支援特別事業補助金は、中学校の特別教室等空調機整備に伴う補助金であります。

1枚おめくりいただきまして、都委託金では主なものとして、上から4段目の学校マネジメント強化モデル事業委託金や、5段目のスクール・サポート・スタッフ配置事業委託金など、記載のとおりでございます。

また、その下のその他につきましては、諸収入に学校給食費、その他に施設使用料を計上するものでございます。

次に、3ページをご覧ください。ここからは歳出でございます。

資料の構成であります。表の左側上段に教育費予算全体の令和5年度と令和4年度の比較およ

び増減額を記載しており、表の右側には主な施策と事業を掲載しております。

初めに、表の左側上段の令和5年度の教育費予算であります。全体で57億7,747万6,000円で、令和4年度と比較いたしますと8億4,076万4,000円の増額となります。

次年度予算につきましては、新規事業と拡充事業を中心にご説明をさせていただきます。

表の一番右側、説明欄をご覧ください。一番上の新規、学校施設のあり方審議会委員報酬等につきましては、令和2年度に策定した学校施設個別計画に従い、学校施設のあり方審議会条例を制定することに伴い、審議会を立ち上げるものでございます。今後、この審議会で学校施設の統廃合等について検討いたします。担当課は教育総務課でございます。

その下の拡充、適応指導教室の分室設置に向けた機能拡充では、現在東青梅センタービル内に適応指導教室がありますが、より通いやすくするため分室を設置するものでございます。分室の設置場所につきましては、市の東部で検討を行っております。担当課は指導室でございます。

次に、その下の新規、校外学習では、今年1月に立川にオープンいたしました「TOKYO GLOBAL GATEWAY」を活用した英語教育を実施するものでございます。担当課は指導室でございます。

次に、その下の新規、屋内運動場空調設備賃貸借は、全小学校の体育館にエアコンを設置しようとするものであります。令和4年度中に全中学校の体育館にエアコンが設置される予定でありますことから、令和5年度をもって全小中学校の体育館にエアコンが設置されることとなります。担当課は教育総務課でございます。

次に、その下の新規、ことばときこえの教室行動観察カメラシステムであります。教育委員の皆様も学校訪問でご覧になられたかと思いますが、河辺小学校のことばときこえの教室に設置してあります行動観察カメラは老朽化が進んでおりまして使用に耐えないものでありますことから、令和5年度に更新をするものでございます。担当課は学務課であります。

次に、その下の拡充、電子黒板の配備であります。小学校の特別支援学級に電子黒板を配備するものであります。なお、中学校の特別支援学級につきましては、令和4年度に配備しております。担当課は指導室です。

次に、4ページをご覧ください。拡充、電子黒板の配備でございますが、こちらは中学校の学級増加に対応するため、電子黒板を買い足すものであります。担当課は指導室です。

次に、表示はございませんが、中央左の事業番号21、文化財管理経費では、旧吉野家住宅の土壁等の改修と茶畑の撤去などを予定しております。担当課は文化課です。

次に、事業番号25、美術館施設整備経費では、前回の教育委員会でもご報告いたしました美術館の空調等の改修に伴い、設計委託を実施するものでございます。担当課は文化課であります。

次に、事業番号28、新図書館施設建設経費は、青梅駅前の再開発ビル内に新たに図書館を建設するための設計委託費用でございます。担当は社会教育課となっておりますが、4月からは文化複合施設担当となります。

次に、事業番号29、文化複合施設等整備経費につきましては、東青梅1丁目地内に文化複合施

設を建設するための基本設計の策定経費であり、こちらにつきましても担当は社会教育課となっておりますが、4月からは文化複合施設担当となります。

最後に、事業番号30、青梅マラソン大会開催経費につきましては、第56回青梅マラソン大会の開催経費であり、4月からスポーツ推進課が教育委員会に所属することに伴い、記載があるものでございます。

以上、大変雑駁ではありますが、令和5年度教育費当初予算についてのご説明とさせていただきます。

【教育長（橋本）】 少し補足を申し上げますが、令和5年度の教育費は約57億円の予算になります。前年度49億円余だったと思いますので、8億円程度のプラス。また、一般会計全体では過去最大の規模となります544億円を計上しております。去年が534億円ですので、10億円、1.9パーセントの増というようなことでございます。主な全体の要因は、いわゆるボートレース事業からの繰入を29億円見込んでおります。それはまさにプラス10億円でございますので、数字的には、そういった数字にはなりません。そのボートレースの繰入金については、使途は自由でございますが、今年度に引き続き消防団の消防車両、公園の遊具等にも充てるといったようなことになっているところでございます。

それでは、説明は終わりました。ただいまの説明に対しご質疑等ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

3 令和5年度小規模特別認定校制度による入学・転学状況について（学務課）

【教育長（橋本）】 次に、教育長報告事項3、令和5年度小規模特別認定校制度による入学・転学状況について、を説明いたします。

【学務課長（山田）】 それでは、報告事項3、令和5年度小規模特別認定校制度による入学・転学状況についてご報告申し上げます。

令和5年度に向けた児童・生徒の募集につきましては、昨年7月1日の教育委員会第4回定例会におきましてご説明申し上げまして、以降、成木小学校および第七中学校では、それぞれにおいて説明会を開催いたしました。成木小学校では2回の説明会に合計20組、対象児童数24人の参加がございました。また、第七中学校では1回の説明会に4組、対象生徒数4人の参加がございました。

各校の申し込み状況やその後の経過、および令和5年度の児童・生徒数の見込みにつきましては、報告資料3にもとづきましてご説明申し上げます。

まず、1の青梅市立成木小学校でございます。（1）令和5年度入学・転学につきましては記載のとおりでございまして、アの申込者は全体で8人でございました。その内訳は、新1年生の入学希望が6人、新2年生、新3年生が各転学希望としてそれぞれ1人ございました。このうち、申込みの取り下げがあった1人を除き書類審査と親子面談を行い、決定者はイのとおり全体で7人となり

ました。なお、ウのとおり、辞退者につきましてはございませんでした。

こちらの結果を含めまして、(2)に令和5年度児童数見込みをお示ししてございます。こちらの表は、上段に学年別の児童数を記載し、その内訳として中段に制度利用者として小規模特別認定校制度による入学あるいは転学者数を、下段に学区居住者として成木小学校の学区域に居住されている児童数を記載してございます。令和5年4月1日における児童数につきましては、本年5月1日付けの数値と比較しましてプラス10人、合計64人の見込みとなっております。このうち、制度の利用者の合計につきましては38人で、全体の約59パーセントとなっております。なお、学区居住者には、小規模特別認定校制度による入学あるいは転学した後に成木小学校の学区内に転居した児童も含んでございます。

続きまして、2の青梅市立第七中学校でございます。こちらは新1年生の入学のみの募集を対象としてございます。(1)令和5年度入学につきましては、記載のとおり、アの申込者は4人。成木小学校と同様に書類審査および親子面談を行い、イのとおり決定者は4人となりました。また、ウのとおり、第七中学校におきましては辞退者が1人ございました。当該児童につきましては、第七中学校の入学申込みと並行いたしまして就学相談も進めていらっしゃいまして、最終的な進学先を特別支援学級に決定されたことから、辞退の申し出がなされたものでございます。

こちらの結果を含めまして、(2)令和5年度生徒数見込みをお示ししてございます。こちらの表の形式につきましては、成木小学校のものと同様でございますが、最終の行に指定校変更を設け、小規模特別認定校制度を使い成木小学校に入学あるいは転入し、そのまま第七中学校に進学した生徒の数をあらわしております。令和5年4月1日における生徒数につきましては、本年5月1日の数値と比較しましてプラス7人、合計45人の見込みとなっております。そのうち、指定校変更を含めた制度利用者の合計につきましては26人、全体のうち約58パーセントという状況になってございます。

報告は以上でございます。

【教育長(橋本)】 説明は終わりました。ただいまの説明に対しご質疑等ございましたらお願いいたします。

【委員(稲葉)】 成木小学校と第七中学校へ転学ということで、転学されたご家庭にはそれぞれの考えがあつての転学だと思うのですが、転学後、やはりここへ転学してよかったというお声は聞いておりますでしょうか。ありましたら、どんなふうによかったのか教えていただけたらいいなと思います。

【学務課長(山田)】 転学されたご家族の中からは、希望されていたとおり、小規模な学級の中で自然とふれあいながら、また地域の人とふれあつて、田植えですとか、川遊びですとか、こういうところで充実した学校生活をおくれているという声をいただいたことがございます。ほかにもあるとは思いますが、私どもでうかがっている範囲ですと、そういったケースが数件ございました。

【教育長(橋本)】 ほかにいかがですか。よろしいですか。

4 諸報告

事業等の実施結果について

生涯学習事業実施結果について（社会教育課・文化課）

【教育長（橋本）】 次に、教育長報告事項4、諸報告でございますが、あらかじめ委員の皆様には事前にお目通しをいただいております。この際何かご質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

日程第4 協議事項

1 令和5年度青梅市教育委員会の教育目標および基本方針（案）について（教育総務課）

【教育長（橋本）】 それでは、日程第4、協議事項に移ります。

協議事項1を議題といたします。令和5年度青梅市教育委員会の教育目標および基本方針（案）について、を説明いたします。

【教育総務課長（芥川）】 それでは、令和5年度青梅市教育委員会の教育目標および基本方針（案）についてご説明を申し上げます。

協議資料1をご覧ください。

毎年この時期に、次年度の青梅市教育委員会の教育目標および基本方針を定めさせていただきまして、その後、この基本方針をもとに教育委員会の教育施策を3月の教育委員会においてご協議いただき、4月に青梅市教育委員会の教育施策の概要として冊子にまとめまして、それをもとに教育施策を実施するという形をとってございます。

初めに、教育目標ですが、令和5年度におきましても、引き続きお示ししました内容を教育目標にしたいと考えてございます。

次に、令和5年度青梅市教育委員会の基本方針（案）でございます。

この基本方針につきましては、事前に改定案を皆様にご確認いただきまして、各委員からいただいたご意見等を可能な限り反映させていただいた内容で、今回お示しをさせていただいております。

説明につきましては、新旧対照表を見ながら、令和4年度からの変更点を中心にご説明をさせていただきたいと思っております。

新旧対照表では、現行（令和4年度）が右側、改正後（令和5年度）が左側という形になってございます。表中の変更点であります、赤字・下線・網かけの部分が修正をした箇所でございます。なお、細かな文言の修正等は説明を省略させていただく場合もございまして、ご了承をお願いいたします。

それでは、1ページ目から説明させていただきます。

1ページ下段の「3 健全育成の推進」につきましては、表題に「いじめ・不登校等への対策、生活習慣に関する指導の充実」と加えまして、健全育成の内容について明確にするとともに、次の

ページにかかりますが、文章につきましても文言の追加・整理をしまして、対策の内容をわかりやすく表記をしております。

また、文章の一番最後の行の「児童・生徒一人一人を丁寧に見取り」という文言につきましても、委員さんからのご意見を取り入れてございます。

次に、3ページになりまして、中段の「1 学力の向上」につきましても、数箇所の文言の整理のほか、実情にあわせまして、「土曜日等」としていたところを「長期休業日等」に修正をしております。

続きまして、4ページ上段、「3 健康の保持増進・体力向上」につきましても、現状にあわせまして、表題の表記を修正をしております。

同じく4ページ中段「4 国際理解教育の推進」ですが、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催の経過年数にあわせまして、「培われたボランティア精神・助け合いの心を文化とした」というふうに文言の修正をしております。

続きまして、5ページ上段、「7 特別支援教育の充実」ですが、青梅市特別支援教育実施計画が第五次計画から第六次計画（令和5～7年度）に更新されたことに伴いまして、計画の内容にあわせて記載のとおり文章内容を大きく修正をしております。

次に、同じく5ページ中段「8 教育相談機能の充実」、下段「9 小・中学校における一貫教育の推進」につきましても、現状にあわせまして表現、表題の方を若干修正をしております。

続きまして、6ページの中段、「11 学校規模の適正化の推進」につきましても、学校規模の適正化を推進するにあたり、学校施設の統廃合等について検討するため、『『青梅市立学校施設のあり方審議会』を設置し、検討を進めていく』としたものでございます。

次は、7ページ中段、「3 青少年の体験活動の充実」につきましても、文章の最後に、教育委員さんのご意見により、「活用できる場を創る」という文言を加えてございます。

次に、8ページ上段、「7 図書館事業の推進」につきましても、現状にあわせまして表題を修正をしております。

次の「8 文化複合施設等の整備」ですが、来年度から教育委員会事務局に生涯学習部に文化複合施設等整備担当が新設されることから、「文化複合施設の基本計画の策定、新図書館建設に向けた基本設計を行い、環境整備に務める」と加えたものでございます。

続きまして、その下、基本方針4「1 スポーツ・レクリエーション活動の推進」から次のページにわたりまして「3 歴史あるスポーツ大会の継承と発展」につきましても、ご承知のとおり、スポーツに関する事務が市長部局から教育委員会に移管されることに伴いまして、スポーツに関する基本方針等について新たに加えたものでございます。

次に、同じページの基本方針5、および10ページの基本方針6につきましても、ただいまご説明しましたスポーツに関する事務の移管に伴い基本方針4を新たに加えましたことから、番号がそれぞれ繰り下がっております。

続いて、9ページ、基本方針5の「1 文化財の保存・活用」につきましても、現状にあわせま

して文言の整理を行ってございます。

同じ9ページ下段から10ページにかけての、「3 文化施設の環境整備」につきましても、現状にあわせた文言の整理を行っております。

続きまして、12ページ上段の「8 教職員の服務規律の確保」、中段の「9 学校における働き方改革の推進」につきましても、現状にあわせまして表題、文言の整理を行ってございます。

次に、同じページの「10 学校教育施設の環境整備」につきましては、工事等の進捗状況にあわせまして、文言を全体的に修正してございます。また、文章の最後には、先ほどの「学校規模の適正化の推進」でもふれておりますが、「また、『青梅市立学校施設のあり方審議会』を設置し、学校施設の統合、複合化について検討を進める」としております。

最後に、13ページ、「12 市長部局との連携」でございしますが、スポーツに関する事務が教育委員会に移管したことに伴い、文言の整理をしてございます。

大変雑駁ではございますが、説明は以上です。

よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対しご質疑等ございましたらお願いいたします。

【委員（稲葉）】 とっても前向きな基本方針で、ぜひこれの実現に向けて邁進していけたらいいなと思っております。いつも「検討する」ということがとても多かったのですが、今回は全然違うので、そこはすごく期待しております。頑張ってください。よろしくお願いいたします。

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。

ほかにいかがですか。

【委員（杉本）】 基本方針3の「生涯学習の推進と社会教育の充実」に「2 生涯学習の環境整備」とあるのですが、2行目に「講師・指導者等の登録制度」というのがあります。これって、僕も前、登録したことがあるのですが、それに対して何らお答えが返ってきたわけではないし、どういう状態でこれが使われているのかというのがよくわからなかったりしたので、これは現在どういうふうな制度として具現化されているのか、そういうのを教えていただければと思います。それから、応募した者に関してどういうふうに変ってきたのかということも、教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

【社会教育課長（遠藤）】 講師に登録をさせていただきまして、市民の方から問い合わせがあった際に紹介をしているような形をとっております。ただ、ここ数年、コロナの関係でそういった活動ができていないということで、問い合わせの数が少なくなっておりますが、ここでいろいろ行事が復活してきておりますので、そういった問い合わせが増えてくるのではないかと考えております。また、教育委員会のホームページ等で紹介をしているところでございます。

【教育長（橋本）】 よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

【委員（杉本）】 基本方針5「文化・芸術の振興」の「3 文化施設の環境整備」というところで

すけれど、郷土博物館、美術館の総合計画、図書館も含めていろいろなものに関してぜひ参加させていただければと思います。後でこういうことがありましたということではなくて、こういうようなことを一緒に考えるというような場合も入れていただければと思います。

それが最終的に、基本方針6『『市民の教育参加の促進』と『主体的な教育行政の推進』』の中の「12 市長部局との連携」につながっていくと思うのですが、やっぱり市長部局との連帯、連動ということと、これは文化課の仕事ですとかいろいろ細かく分けてされるよりも、イベントだとか企画によって課を超えたプロジェクトチームみたいなものをつくって進めていかれたらどうかと考えています。そういうようなプランとか、そういうものはお考えになっているのかなど。施設をつくっていくというのは、ただ文化課だけでやるというのではなくて、いろいろな課にわたって連動していかないといけないことってたくさんあると思いますのでね。そういうチームづくりのようなものというのはお考えかどうか、教えていただければと思います。

【教育部長（布田）】 文化施設等、ここで美術館の改修等も行う予定でおりまして、それに際しましては教育委員会を超えたあり方検討委員会という委員会の中で、いろいろ意見を出し合って協議を進めてきたような経過があります。これからも市長部局と連携を密にし、話をしながら進めていきたいと考えております。

【教育長（橋本）】 特に前段につきましては、杉本先生よろしくご協力のほどをお願い申し上げます。

ほかにかがでしょうか。よろしいでしょうか。

協議事項ですので、お諮りいたします。

本件を、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認めます。よって、令和5年度青梅市教育委員会の教育目標および基本方針（案）について、は承認されました。

2 組織改正等に伴う関係教育委員会規則等の整備について（教育総務課）

【教育長（橋本）】 次に、協議事項の2を議題といたします。組織改正等に伴う関係教育委員会規則等の整備について、を説明いたします。

【教育総務課長（芥川）】 それでは、協議事項2、組織改正等に伴う関係教育委員会規則等の整備についてご説明申し上げます。

本件につきましては、11月25日の教育委員会定例会におきまして、スポーツ部門が教育委員会所管となることに関する協議をさせていただいておりますが、スポーツ部門の方が青梅市の全庁的な組織改正を行うことに伴って生じる教育委員会が所管する規則、要綱等の制定、改廃に関する整備についての案件でございます。

協議資料2と書いてある資料を含めまして、そこからホチキス留めの資料が6冊ほどございますので、それぞれ説明させていただきます。

まず初めに、協議資料2と書いてある資料をご覧ください。組織改正等に伴う関係教育委員会規則等の整備についてでございます。

初めに、1、整備の理由ですが、令和5年4月1日の組織改正等に伴い、関係教育委員会規則等について所要の規定の整備を行おうとするものでございます。

続きまして、2、整備の概要でございますが、(1) スポーツに関する事務が市長部局から教育委員会に移管されることに伴う制定および改正。(2) 「教育部」が「学校教育部」と「生涯学習部」と分かれることに伴う改正。(3) 「文化複合施設等整備担当」の新設に伴う改正。(4) 市長部局の組織改正に伴う改正。(5) その他所要の規定の整備、でございます。

なお、教育部のほか青梅市の組織改正の新旧対照表を参考資料として机前にご配付してございますので、こちらをご確認いただければと思います。こちらの新旧対照表につきましては、改正される部署のみ掲載させていただいておりますので、ご承知おきください。

続きまして、3 整備を行う規則等でございますが、1枚おめくりいただきまして、別紙と書いてあるものをご覧ください。

まず、整備の内容につきましては先ほど申し上げたとおりで、(1) から(5) までを一番上に示してございます。

その下ですが、整備する規則等の名称、担当課名、改正に対応する括弧数字を順に記載をしております。今回の組織改正等に際しまして、規則の制定が3件、規則の改正が5件、規程の整備(改正)が3件、要綱等の制定が8件、要綱等の改正が12件、要綱等の廃止が3件となっております。その一覧を、今の2枚目以降からその裏にかけて記載をしております。

続きまして、具体的な内容でございます。

まず、スポーツ推進課は市長部局から教育委員会へ移管することに伴い、スポーツ推進課が所管する規則などは一旦市長部局で廃止をしまして、教育委員会で新たに制定する必要がありますので、その手続を行います。今申し上げたのが、2冊目の資料になります。

2冊目の資料ですが、「青梅市スポーツ推進委員に関する規則」。この規則は、現在も実際にスポーツ推進課が市長部局で所管している規則でございますが、中段、第2条の2の最後に、「青梅市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が定める」というふうに書いてございますが、現状ではここの部分が「青梅市長が定める」となっておりまして、この冊子の2枚目に「青梅市総合体育館条例施行規則」、8枚目に「青梅市体育施設条例施行規則」とありますが、こちらも主に決定権者を現状の「青梅市長」から「青梅市教育委員会」等にして、新たに教育委員会規則として制定するという内容になってございます。

5冊目、表題が「青梅市屋内温水プール開放事業実施要綱」。ちょっと厚めの資料になるのですが、こちらも同様でございますが、スポーツ推進課所管の要綱を教育委員会の要綱として新たに制定するという流れになっております。

戻りまして、3冊目「組織改正等に伴う関係教育委員会規則の一部を改正する規則」、次の4冊目「組織改正等に伴う関係教育委員会規程の一部改正」、1冊飛んで6冊目の「組織改正等に伴う関係

教育委員会規程の規則等の整備について「要綱・基準等 改正新旧対照表一覧」の各資料につきましては、現在の教育委員会で所管している規則、要綱等のうち、スポーツ推進課が移管されることに伴う改正や組織改正に伴う部課名の名称の変更などのほか、各課の事務分掌を改正する内容になっております。

改正に伴う主な例といたしましては、6冊目、A4横、先ほどの新旧対照表になりますが、その1ページ目の上段、(3)に「スポーツ」という文言が加えられておりまして、スポーツ部門が教育委員会に移管される例となっております。

1枚おめくりいただきまして、2「青梅市教育委員会青色防犯パトロールカーによる防犯パトロール運用基準」におきましては、「教育部」を「学校教育部」に改正をしてございます。

次に、市長部局の組織名の改正の例といたしましては、さらに2枚おめくりいただきまして、9「青梅市コミュニティ・スクール導入検討委員会設置要綱」の委員の役職名のうち現状「子育て推進課長」となっているものを「子育て応援課長」というふうに改正をしてございます。

改正の内容は全体的にこのような感じになってございます。

恐れ入りますが、協議資料2と書いてある1枚目の冊子にお戻りいただき、2枚目の裏面になります(3)の廃止についてでございます。これまで放課後子ども教室事業につきましては社会教育課が所管しておりましたが、この事業そのものが教育委員会の社会教育課から市長部局の子育て応援課に事務が移管されることに伴いまして、教育委員会の要綱としては廃止しまして、同じ内容で市長部局の方で放課後子ども教室に関する要綱を新設することになっております。このようなたぐいの要綱の廃止が3件となっております。

また、この改正にあわせて、その他所要の規定の整備として、教育委員会内部での事務移管のほか文言の整理等を実施するものでございます。

今の資料の最後、合計のところにあります、合計で34件の規則を改正するものでございます。

施行期日につきましては、いずれも令和5年4月1日と規定するものでございます。

大変雑駁ではございますが、説明は以上でございます。

よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。役所の場合、新しい部ができる、課ができる、名称が変更になるといって、全てこういった作業が機械的に出てまいりますので、それにしたがって廃止すべきものは廃止する、それで市長部局で新たにつくる、その逆もありますし、先ほどの「子育て推進課長」という名前が「子育て応援課長」となるといったところを修正しなければいけない。そういったものがすべて今の説明に入っているということでございますので、その辺をご承知おきいただきたいと思っております。

ただいま説明に対してご質疑等ございましたらお願いいたします。

【委員（稲葉）】 廃止される放課後子ども教室のことですけれども、これが子育て応援課に移行すると。実施場所が学校で、これまでは教育委員会の社会教育課が担当していたところを子育て応援課が担当するところで、うまく学校との連携をとれるのかどうかというのと、どうしてこの子ども

教室が子育て応援課に管轄されるようになったのか。その辺のところは、子どもたちの放課後を子育て応援課に、それから学校教育は学校教育でというところで、きちっと分ける感じなのか、それとも学校教育とそれから社会教育の放課後の子どもの教育と連携するためにこんなふうな形をとられたのか。その辺を私は知りたいので、わかる範囲でいいのですが、教えていただけたらいいなと思っています。

たしかこの放課後子ども教室の予算は文部科学省から出ているはずですが、最初の発端は。子育て関係だと今度は厚生労働省になるので、その辺はどうなのかなという感じ。これが設立されたころの話ですから、今は管轄が変わっているかもわからないので。これから連携をもっていかないといけないと思うので、わかる範囲で教えていただけたらいいなと思います。

【社会教育課長（遠藤）】 放課後子ども教室ですが、今まで社会教育課でやっていましたが、こちらの事業は市長部局に移っても、その辺うまく引き継ぎはしていきたいなと思っております。場所も今までどおり学校ということで考えてございます。

それから、こども家庭庁が新たにできるということもあって、学童との連携というのがあるなかで、放課後子ども教室も一緒にという考え方ではないかなということでございます。

【委員（稲葉）】 学童と放課後子ども教室が連携をとりなさいというところで、数年前にそんなふうにおりてきて、実施はされていると思うのですが、それに対して関わっている指導員の方々の困り感というのを私は聞いています。学童と放課後子ども教室とうまく連携すると同時に、学校に関わることなので、教育委員会はそこを全部離れてしまうと、連携をとるときは教育委員会のどこと連携をとるのですか。やっぱり庁内協働というのが必要だと思うのですよね。子どもをゼロから18歳まで成長を見守るとなると、庁内協働が必要だと思うので、そこは子育て応援課だによってブチッと切るのではなくて、連携がとれるような形で移行するという形をとっていかないと、何とかなるだろうでは最終的に困るのは子どもだし、それを見守る指導員さんも困っていらっしやるところが多い。例えば、合同でやりましょうといいながら、放課後子ども教室の指導員さんが一生懸命やっていて、学童さんはそれに乗っているという形の話をよく聞きます。その辺の関わり方の指導とか関係性というのをどこで育成していくとか、見守っていくとか、悪いところはただしていくとか、そこをやっていかないとなかなか辛いところがあるのではないかなと思います。現状をきちっと把握しないとイケない。現状を把握した上で子育て応援課に行き着いていただかないと、指導員さんが困るのではないかなと思っています。

【社会教育課長（遠藤）】 学童との連携でございますが、稲葉委員が言われたように、連携をなさということでやるのですが、コロナ禍でなかなか集まっての会議の開催ができていない現状がありました。学校と学童担当と放課後子ども教室の指導員と社会教育課で、通常ですと月1回程度会議をやる予定なのですが、この2年ぐらいいろくにできていないという状況でございました。ここで、全部ではないのですが、一部で学童との連携事業を再開しているところもございまして、こちらの方は子育て応援課の方にはしっかりと引き継いでいきたいと考えております。

【委員（稲葉）】 よろしくお願ひします。

【教育長（橋本）】 長期計画や今度の教育大綱の中にも、「子どもが真ん中」という言葉をしっかり使っているつもりですので、その辺のところは教育委員会、市長部局を問わず一生懸命やっていきたいと思います。よろしく願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

【委員（徳長）】 ここで言っているのかどうかわからないのですが、温水プールの開放のところ、緊急対応連絡体制の次のページ、緊急対応の内容で、何かあったときの連絡、応急手当とかいろいろ書いてあるのですが、この辺の細かいマニュアルというのはあるのでしょうか。動き方とか。実際に事故などが起こったときに、誰がどういうふう動くとか、何を持っていくとか、そういうマニュアルがあれば。私もプールの方のリーダーをやっていたときに、事故があったときに呼びに行って、誰が担架を持ってくるとか、そういうのがないと動けないんですね。ただ人が行くだけではどうしようもないので。たぶんこういうところで働くのはアルバイトの大学生だとかそういう人が多いので、マニュアルに沿った練習だとか訓練をしておかないと。何かあったときに「来てくださーい。」というだけだと、来ても何にもならない。例えば、酸素マスクが必要なのか、担架が必要なのか、毛布が必要なのか。そういう細かいところのマニュアルをつかって訓練していかないと、実際に起こったときにはかなり厳しくなると思います。

私がやっていたときも、実際に男の人が20センチの幼児用プールで溺れたことがあります。そのときにどうやって助けたらいいのか訓練をしておかないと難しい。子どもだけではなくて命にかかわることなので、そういうマニュアルを作成したり、そういう訓練をしていくといいのかなと思います。

特に、青梅は昔プールの事故があって、いろいろ問題がありました。万が一のことがあるとその辺のところでもまた言われてしまいますので。ぜひその辺を検討していただきたいと思います。

【教育部長（布田）】 プールの運営につきましては、現在市長部局が所管しておりますが、指定管理者が運営をしております。私自身、スポーツ推進課にいたことがあるのでわかるのですが、基準にもとづきましてマニュアル等訓練をしております、それにもとづいて対応しております。

【教育長（橋本）】 ほかにいかがでしょうか。

それでは、ご質疑がないようですので、お諮りをいたします。

本件を、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認めます。よって、組織改正等に伴う関係教育委員会規則等の整備について、は承認されました。

3 補助金交付事業等の実施期間の延長に伴う関係要綱の一部改正について（教育総務課）

【教育長（橋本）】 次に、協議事項の3を議題といたします。補助金交付事業等の実施期間の延長に伴う関係要綱の一部改正について、を説明いたします。

【教育総務課長（芥川）】 それでは、協議資料3、補助金交付事業等の実施期間の延長に伴う関係

要綱の一部改正についてご説明申し上げます。

1の改正の理由につきましては、事業の終期を令和5年4月1日とする要綱のうち、引き続き次年度以降も事業を実施する必要があるものについて、実施期間の延長を行おうとするものでございます。

青梅市におきましては、補助金交付事業等について、3年に一度見直すこととなっております、その事業が引き続き必要ということであれば、さらに3年間要綱の効力を延長するという対応をとっております、今回は教育委員会が所管するそのような補助金等の交付事業等について、まとめて3年間延長する手続をとろうとするものでございます。

2の改正の内容につきましては、失効期日を「令和5年4月1日」から「令和8年4月1日」に改めようとするものでございます。

3の改正する要綱等につきましては、記載のとおり5件の要綱となっております。

資料の2枚目以降に各要綱の失効期日の延長等に関する新旧対照表となっておりますので、ご確認いただきたいと思っております。

1枚目に戻りまして、4の実施期日につきましては、令和5年4月1日としようとするものでございます。

なおその下に、参考といたしまして、実施期間を延長せず、令和5年4月1日で廃止する要綱を1件掲載してございます。この要綱につきましては、要綱の題名の頭に「令和4年度」とついていることから、令和4年度のみ効力を有する要綱となっております、3年の見直しに関係なく年度いっぱい実施期間の延長はないものでございます。令和5年度につきましても、このような内容の要綱が必要となりました場合には、再度新たに要綱を制定するということになってございます。

以上、大変雑駁ではございますが、説明は終わります。

よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。

本件を、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認めます。よって、補助金交付事業等の実施期間の延長に伴う関係要綱の一部改正について、は承認されました。

4 青梅市特別支援教育実施計画第六次計画（案）について（学務課）

【教育長（橋本）】 次に、協議事項の4を議題といたします。青梅市特別支援教育実施計画第六次計画（案）について、を説明いたします。

【学務課長（山田）】 それでは、協議事項4、青梅市特別支援教育実施計画第六次計画（案）について、ご説明申し上げます。

第六次計画につきましては、1月11日開催の第10回教育委員会定例会におきましてお知らせさせていただきましたとおり、現行の第五次計画の計画期間が令和4年度をもって終了を迎えることから、現在、期間を令和5年度から7年度までとした案、第六次計画を策定しているところでございます。本日、協議資料4でお示ししてございます第六次計画（案）につきましては、1月30日に開催されました令和4年度第3回青梅市特別支援教育推進協議会において協議し、承認をいただいたものとなっております。協議会におきましては、前回教育委員の皆様からいただいたご意見を踏まえて作成したこちらの計画を提出いたしまして、その内容から変更や修正はなくご承認いただいたものでございます。

つきましては、本日は恐縮でございますが、内容に関する説明は省略させていただき、協議会の中で協議された点、2点ございましたので、そちらの報告をさせていただきたいと存じます。

まず、第1点目でございます。前回の教育委員会におきまして、改めて協議会においてご意見をいただくという報告をさせていただいた項目となります。

資料7ページをご覧ください。上段、指針1「発達障害を含め障害のある児童・生徒の個に応じた指導を充実していきます」という部分につきまして、初めに「発達障害を含め」と記載してございまして、発達障害をほかの障害と区別して記載している部分は、このままの記載でいいのか、それとも取り除くべきなのか、ということを協議いただいたところでございます。

まず初めに、こちらの指針に記載した経緯につきましては、発達障害につきましては、身体、肢体、精神的、知的などの障害よりも後れて社会に認知されてきた状況がありましたことから、認知が進んできている中ですけれども、まだ十分でないという側面を踏まえまして、第六次計画には表現を残させていただいたところでございます。

こちらの記載につきまして、協議会の中では、小児科医師、大学教授、保育園長、それから都立の特別支援学校の校長先生などの委員の方からご意見がございました。主な意見といたしまして、今日、3点ほどご紹介させていただきます。

まず1点目でございますが、本来、すべての障害について区別なく対応していくのが理想である。しかしながら、現状の教育現場を見ていると、発達のアンバランスというのは大きな部分を占めている、というふうに捉えている。現段階については、まだ記載は残した方がいいのではないか、という意見。

次に、2つ目といたしまして、現状の保育園においては、保護者に対してさまざまな就学先を勧めていくにあたり、この記載が残っていた方が現状では対応がしやすい、という意見。

最後に3つ目ですが、知的障害の特別支援学校においても、過去から発達障害といわれる児童・生徒はいた。しかしながら、教職員が知的障害と発達障害は違うということを認識するまでは、肌感で大体15年程度の時間がかかったのではないかと感じている。当初、教職員たちは知的障害のあるお子さんの中に発達障害が含まれているというふうに捉えていたが、知的障害と発達障害ということは別物だということを理解できていなかった。専門の学校においてもそういった理解であったことから、もう少し社会的認知がクリアになるまでは記載は残した方がいいのではないか、とい

うような意見がございました。

協議会といたしましては、これらの委員の意見を踏まえまして、今回につきましては変更せず、記載を存置するという結果となりました。

続きまして、協議された事項の2点目でございます。おめくりいただきまして8ページ、中段から下段、「東京都教育委員会による全公立小・中学校を対象とした発達障害のある児童・生徒に関する調査結果」についてでございます。

委員の意見といたしまして、こちらで使用されているデータについては平成26・27年度のものであり、すでに8～9年は経過をしており、データとして古過ぎるのではないかと。その後、東京都によるデータの更新版などは発表されてないとするならば削除してはいかがかと、という意見がございました。

こちらの記載につきましては、学校に配置しております学校教育活動支援員の方々の算定の際に、一部数値を利用しているところもございますので、存置するという結論になりました。ただし、第六次計画の計画期間内に東京都から新しいデータが示された場合については、掲載の有無にかかわらず最新データを活用して教育の推進に向け活用していくという附帯条件がついてございます。

説明は以上となります。よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対しご質疑等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、お諮りをいたします。

本件を、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認めます。よって、青梅市特別支援教育実施計画第六次計画（案）について、は承認されました。

5 青梅市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱の制定について（社会教育課）

【教育長（橋本）】 次に、協議事項の5を議題といたします。青梅市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱の制定について、を説明いたします。

【社会教育課長（遠藤）】 それでは、協議資料5をお目通しいただきたいと思っております。青梅市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱の制定でございます。

現在、第四次の青梅市子ども読書活動推進計画となっております。期間が令和元年度から5年間で令和5年度までとなっております。次期の第五次の計画（令和6年度～10年度まで）を策定するにあたりまして、調査検討する委員会を設置するために制定する要綱でございます。

3の組織でございますが、市役所の方で4月1日から組織改正がございますので、新しい部署名となっております。委員長が生涯学習部長、副委員長が社会教育課長と指導室長、委員につきましては、企画政策課長、市民活動推進課長、健康課長、こども育成課長、子育て応援課長、小学校

長、中学校長、保育所施設長および幼稚園長でございます。

6の部会でございますが、委員会に部会を置くということで、部会長は社会教育課長でございます。裏面にいきまして委員でございますが、委員につきましては実際に事業をやられている担当課の係長レベルの方をお呼びして検討していきたいと考えております。

最後の11でございますが、要綱につきましては、令和5年4月1日から実施しまして、報告した翌日をもって廃止ということでございます。

説明は以上でございます。よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。

今の計画は第五次ですか。

【社会教育課長（遠藤）】 今は第四次です。

【教育長（橋本）】 題名に「第四次」とついていますかね。

【社会教育課長（遠藤）】 はい、ついています。

【教育長（橋本）】 「第五次青梅市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱」としなくていいのですか。その方がわかりやすい。そうすれば、実施期日もあるけれども、次もそのようにするのなら、その方がわかりやすいと思うのですがね。私の意見として言います。

ご質疑等ございましたらお願いいたします。特によろしいですか。

ただいまの点は協議をさせていただくということでご了承いただけますでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。

それでは、ほかにないようですので、お諮りをいたします。

本件を、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認めます。よって、青梅市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱の制定について、は承認されました。

【教育長（橋本）】 次に、先ほど協議事項1および協議事項2が承認されたことに伴い、議案が6件追加されるとのことであります。つきましては、本日の日程に、「議案第16号 令和5年度青梅市教育委員会の基本方針について」、「議案第17号 青梅市スポーツ推進委員に関する規則について」、「議案第18号 青梅市総合体育館条例施行規則について」、「議案第19号 青梅市体育施設条例施行規則について」、「議案第20号 組織改正等に伴う関係教育委員会規則の一部を改正する規則について」、および「議案第21号 組織改正等に伴う関係教育委員会規程の一部改正について」、を追加したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認め、本日の日程に議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号および議案第21号を追加いたします。

議案書を配付いたします。

〔議案書（2）配付〕

【教育長（橋本）】 暫時休憩いたします。

午後 3 時 0 4 分休憩

午後 3 時 1 2 分再開

【教育長（橋本）】 再開いたします。

日程第 5 議案審議（追加）

議案第 1 6 号 令和 5 年度青梅市教育委員会の基本方針について

【教育長（橋本）】 それでは、議案審議を行います。

ただいま議題となりました「議案第 1 6 号 令和 5 年度青梅市教育委員会の基本方針について」、を説明いたします。

【教育総務課長（芥川）】 それでは、議案第 1 6 号、令和 5 年度青梅市教育委員会の基本方針についてご説明申し上げます。

本案は、先ほど協議資料 1 にもとづきましてご説明申し上げ、ご協議いただき、ご承認賜った方針の決定につきましても議案でございます。

内容等につきましては、先ほどご説明申し上げたとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対しご質疑等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、これより採決いたします。

本件を、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認めます。よって、議案第 1 6 号 令和 5 年度青梅市教育委員会の基本方針について、は承認されました。

議案第 1 7 号 青梅市スポーツ推進委員に関する規則について

【教育長（橋本）】 次に、議案第 1 7 号を議題といたします。青梅市スポーツ推進委員に関する規則について、を説明いたします。

【教育総務課長（芥川）】 それでは、議案第 1 7 号、青梅市スポーツ推進委員に関する規則についてご説明申し上げます。

本案は、先ほど協議資料 2 にもとづきましてご説明申し上げ、ご協議いただき、ご承認賜った規則の制定につきましても議案でございます。

内容等につきましては、先ほどご説明申し上げたとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対しご質疑等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、これより採決いたします。

本件を、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認めます。よって、「議案第17号 青梅市スポーツ推進委員に関する規則について」、は承認されました。

議案第18号 青梅市総合体育館条例施行規則について

【教育長（橋本）】 次に、議案第18号を議題といたします。青梅市総合体育館条例施行規則について、を説明いたします。

【教育総務課長（芥川）】 それでは、議案第18号、青梅市総合体育館条例施行規則についてご説明申し上げます。

本案は、先ほど協議資料2にもとづきましてご説明申し上げ、ご協議いただき、ご承認賜った規則の制定につきましての議案でございます。

内容等につきましては、先ほどご説明申し上げたとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対しご質疑等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、これより採決いたします。

本件を、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認めます。よって、「議案第18号 青梅市総合体育館条例施行規則について」、は承認されました。

議案第19号 青梅市体育施設条例施行規則について

【教育長（橋本）】 次に、議案第19号を議題といたします。青梅市体育施設条例施行規則について、を説明いたします。

【教育総務課長（芥川）】 それでは、議案第19号、青梅市体育施設条例施行規則についてご説明申し上げます。

本案は、先ほど協議資料2にもとづきましてご説明申し上げ、ご協議いただき、ご承認賜った規

則の制定につきましての議案でございます。

内容等につきましては、先ほどご説明申し上げたとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対しご質疑等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、これより採決いたします。

本件を、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認めます。よって、「議案第19号 青梅市体育施設条例施行規則について」、は承認されました。

議案第20号 組織改正等に伴う関係教育委員会規則の一部を改正する規則について

【教育長（橋本）】 次に、議案第20号を議題といたします。組織改正等に伴う関係教育委員会規則の一部を改正する規則について、を説明いたします。

【教育総務課長（芥川）】 それでは、議案第20号、組織改正等に伴う関係教育委員会規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

本案は、先ほど協議資料2にもとづきましてご説明申し上げ、ご協議いただき、ご承認賜った規則の一部改正につきましての議案でございます。

内容等につきましては、先ほどご説明申し上げたとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対しご質疑等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、これより採決いたします。

本件を、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認めます。よって、「議案第20号 組織改正等に伴う関係教育委員会規則の一部を改正する規則について」、は承認されました。

議案第21号 組織改正等に伴う関係教育委員会規程の一部改正について

【教育長（橋本）】 次に、議案第21号を議題といたします。組織改正等に伴う関係教育委員会規程の一部改正について、を説明いたします。

【教育総務課長（芥川）】 それでは、議案第21号、組織改正等に伴う関係教育委員会規程の一部改正についてご説明申し上げます。

本案は、先ほど協議資料2にもとづきましてご説明申し上げ、ご協議いただき、ご承認賜った規程の一部改正につきましての議案でございます。

内容等につきましては、先ほどご説明申し上げたとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対しご質疑等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、これより採決いたします。

本件を、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認めます。よって、「議案第21号 組織改正等に伴う関係教育委員会規程の一部改正について」、は承認されました。

【教育長（橋本）】 以上で、予定された案件についてはすべて終了いたしました。その他何かありますか。よろしいですか。

それでは、今後の日程について教育総務課長から説明いたします。

【教育総務課長（芥川）】 それでは、今後の日程でございます。

2月28日、東京都市町村教育委員会連合会研修会 午後2時から午後4時まで 会場は東京自治会館講堂 内容は「明日を創る教育」ということで、早稲田大学大学院教育学研究科客員教授の遠藤真司氏をお招きしまして実施いたします。

続きまして、3月11日、青梅市教育委員会児童・生徒表彰式 小学生の部を午前9時30分から、中学生の部を午前11時から 会場は市役所2階204～206会議室でございます。

続きまして、3月18日、青梅市立東小・中学校卒業式。

続きまして、3月20日、青梅市立中学校卒業式。

続きまして、3月23日、青梅市立小学校卒業式。

最後に、3月24日、第13回教育委員会定例会、午後1時30分から、教育委員会会議室で実施予定でございます。

今後の日程は以上でございます。

【教育長（橋本）】 卒業式がございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

日程第6 教育長閉議および閉会宣言

【教育長（橋本）】 以上で本日の日程はすべて終了いたしましたので、これをもちまして閉会とさせていただきます。大変お疲れさまでした。

午後3時23分閉会

青梅市教育委員会会議規則第26条の規定により、ここに署名する。

青梅市教育委員会教育長

青梅市教育委員会委員